

# 協会けんぽ みやざき

## 被保険者(ご本人)様の 令和5年度 生活習慣病予防健診のご案内

生活習慣病予防健診とは、生活習慣病の予防と早期発見を目的に、**35歳～74歳の被保険者の方が受けることのできる健診です**。労働安全衛生法に基づく**定期健診にがん検診(肺・胃・大腸)がセット**になっています。乳がん・子宮頸がん検診も追加可能です(対象年齢あり)。年度内お一人様1回に限り、健診費用の一部を補助します。

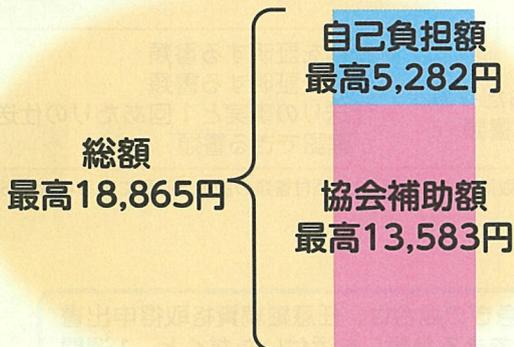
### 健診費用はいくらくらい?

**今年度より自己負担額軽減!!**

一般健診のみの場合

最高 **7,169円** → 軽減後 最高 **5,282円**

金額は健診機関ごとに異なりますので、詳しくは健診機関にご確認ください。

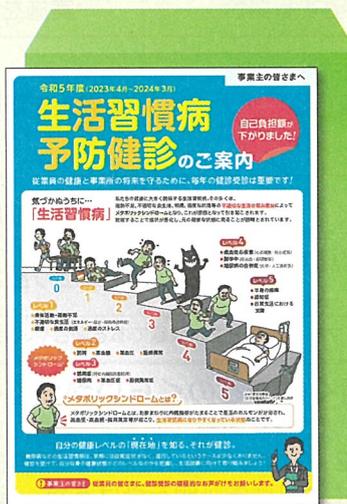


### 案内はいつ、どこに送られてくるの?

**3月下旬**に事業所様あてに、下記の3点をお送りします。

- ①ご案内 ②手引き ③対象者一覧

※角2サイズの**緑色封筒**が目印です!



※被扶養者(40歳～74歳)の方には、特定健診受診券(セット券)を**4月初めに黄色の封筒**で被保険者様のご自宅へ直接お送りいたします。

### 申し込み方法



生活習慣病予防健診は、**お得で内容も充実**しています。

ご不明な点は、下記までお気軽にお問い合わせください。

宮崎支部 保健グループ 0985-35-5364 (音声案内2番)



# 退職後の健康保険加入について(ご案内)

退職後の健康保険には、「**協会けんぽの任意継続**」「**国民健康保険**」「**ご家族の健康保険(被扶養者)**」の3つの選択肢があります。毎月納める保険料などを比較の上、選択された健康保険への加入手続きをしてください。

加入先	協会けんぽの任意継続	国民健康保険	ご家族の健康保険(被扶養者)
手続き先	お住まいの都道府県の協会けんぽ支部	お住まいの市町村の国民健康保険担当課	ご家族の勤務先
加入条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>退職日まで被保険者期間が継続して<b>2カ月以上</b>あること。</li> <li>退職日の翌日から<b>20日以内</b>に手続きすること。(郵送の場合は必着)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>お住まいの市町村の国民健康保険担当課にお問い合わせください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご家族が加入している健康保険の扶養の条件を満たす必要があります。</li> <li>ご家族の勤務先にお問い合わせください。</li> </ul>
保険料	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本的に退職前に控除されていた保険料を2倍した額になります。</li> <li>※<b>保険料には上限があります。</b></li> <li>保険料率に変更される場合等を除き、原則2年間変わりません。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>加入する世帯の人数や前年の所得などによって決まります。</li> <li>※<b>倒産・解雇・雇止めなどにより離職された場合は、保険料が軽減される場合があります。</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被扶養者の保険料負担はありません。</li> </ul>

## 協会けんぽの任意継続に扶養家族を入れる場合に必要な添付書類

	在職時より引き続き被扶養者となる場合		任意継続の資格取得と同時に新たに被扶養者となる場合
	マイナンバーによる情報照会の実施を希望する場合	マイナンバーによる情報照会の実施を希望しない場合	
被保険者同居	<ul style="list-style-type: none"> <li>添付書類不要(※)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>収入を証明する書類</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>続柄を証明する書類</li> <li>収入を証明する書類</li> <li>同居していることを証明する書類</li> </ul>
被保険者別居	<ul style="list-style-type: none"> <li>仕送りの事実と1回あたりの仕送り額が確認できる書類</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>収入を証明する書類</li> <li>仕送りの事実と1回あたりの仕送り額が確認できる書類</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>続柄を証明する書類</li> <li>収入を証明する書類</li> <li>仕送りの事実と1回あたりの仕送り額が確認できる書類</li> </ul>

※協会けんぽがマイナンバーを未収録である場合や、照会の結果、情報を取得できない場合は、添付書類の提出が必要になる場合があります。

### 保険証が届くまでどのくらいかかるの？

通常は2~3週間です。ただし、保険証の発行をお急ぎの場合は、任意継続資格取得申出書に事業主より喪失証明を受けるか、「退職日が確認できる書類」を添付いただくと、1週間~10日前後でお届けが可能です。

「退職日が確認できる書類」(下記のいずれか一つ)  
 【健康保険被保険者資格喪失等連絡票(写)】【退職証明書(写)】  
 【健康保険被保険者喪失届(写)】【離職票(写)】など

### お知らせ

今までは、任意継続に加入された後「国民健康保険に切り替える」や「家族の被扶養者になる」との理由で資格喪失することができませんでしたが、令和4年1月より「任意継続資格喪失申出書」を提出していただくことで、資格喪失できるようになりました。(申出月の翌月1日が資格喪失日)



全国健康保険協会 宮崎支部

協会けんぽ

協会けんぽ 宮崎

検索

〒880-8546 宮崎市橘通東1-7-4 第一宮銀ビル5階

TEL 0985-35-5364 FAX 0985-35-5393

自動音声でご案内します

案内①業務(給付、保険証、任意継続など)

案内③レセプト(レセプト、第三者行為(交通事故等))

案内②保健(健診、特定保健指導など)

案内④企画総務(保険料率、健康宣言など)

保険証を使用できるのは退職日までです!

従業員本人だけではなく、扶養家族も含めて退職日の翌日から使えません。保険証は扶養家族も含めて必ず返却してください。

令和4年度は2月を除く毎月発行予定です。